三朝町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年12月21日

三朝町長

三朝町規則第13号

三朝町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第１条　三朝町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和45年三朝町規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率） 第13条　給与条例第４条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号及び第２号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。 （１）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が特に優秀な職員　100分の115以上100分の160以下 （２）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員　100分の105以上100分の115未満 （３）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員　100分の105 （４）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の	（勤勉手当の成績率） 第13条　給与条例第４条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号及び第２号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。 （１）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が特に優秀な職員　100分の105以上100分の160以下 （２）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員　100分の95以上100分の105未満 （３）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員　100分の95 （４）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の

勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員　100分の105未満 ２・３　略	勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員　100分の95未満 ２・３　略
第13条の２　再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。 （１）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員　100分の50超 （２）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員　100分の50 （３）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員　100分の50未満 ２　略	第13条の２　再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。 （１）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員　100分の45超 （２）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員　100分の45 （３）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員　100分の45未満 ２　略

第２条　三朝町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率） 第13条　給与条例第４条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号及び第２号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。 （１）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が特に優秀な職員　100分の110以上100分の160以下 （２）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員　100分の100以上100分の110未満	（勤勉手当の成績率） 第13条　給与条例第４条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号及び第２号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。 （１）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が特に優秀な職員　100分の115以上100分の160以下 （２）　基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員　100分の105以上100分の115未満

（３） 基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員　100分の100 （４） 基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員　100分の100未満 ２・３　略	（３） 基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員　100分の105 （４） 基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員　100分の105未満 ２・３　略
第13条の２　再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。 （１） 基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員　100分の47.5超 （２） 基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員　100分の47.5 （３） 基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員　100分の47.5未満 ２　略	第13条の２　再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。 （１） 基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員　100分の50超 （２） 基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員　100分の50 （３） 基準日以前６箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員　100分の50未満 ２　略

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の三朝町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和４年12月１日から適用する。